多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

千葉県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「千葉県総合計画〜新しい千葉の時代を切り開く〜(令和4年3月28日決定)」において、荒廃農地の増加や有害鳥獣による農作物等への被害の深刻化といった地域の問題への対応や、農道や農業水利施設等の適切な保全管理について、地域の農業者や地域住民等ができるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ることとしている。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、地域農業の将来像を住民自らが構想し、農業の担い手の育成確保を含むこれらの構想実現に向けた取組みを実行する組織の育成を行い、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものである。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の活動指針を基礎として、「千葉県総合計画~新しい千葉の時代を切り開く~」に基づき、荒廃農地の増加や有害鳥獣による農作物等への被害の高い水準での推移といった地域の問題への対応や、農道や農業水利施設等の適切な保全管理について、地域の農業者や地域住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山村の実現を図る取組みを支援する。なお、実践活動の際には、安全な活動に努めるものとする。

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の「(1)地域資源の基礎的な保全活動」のすべての活動区分を実施する。 ただし、点検の結果、活動の必要が無いと判断された活動区分については、点検結果の記録をもって、その活動区分の実施に準じて取り扱うこととし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、これを除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域活動指針の「(2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動区分を実施す る。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (斜体:県の独自追加部分)

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	活動内容の追加
活動区分	点検・計画策定
対象施設等	農用地
活動項目	1 点検
活動内容	□遊休農地等の発生状況の把握
	活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生

状況 と原因(・営農上の一時休耕・高齢化による耕作断念 による耕作断今・有宝真幹による耕作断今・雑草繁華による	
	による耕作断念・有害鳥獣による耕作断念・雑草繁茂による耕作断念・ 不在地主・その他具体的な原因)を把握すること。
活動要件	一
区分	
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	4 遊休農地発生防止のための保全管理等
活動内容	農地の草刈り、 野芝焼き 等で害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。 なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。 野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の 消防署等の関係機関の指導に従い実施すること。
活動要件	_
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	5 畦畔・法面・防風林の草刈り等
活動内容	□畦畔・農用地法面の草刈り等 は場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位 置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り、除草、野芝焼き等
	を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った 場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農 業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。 野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の 消防署等の関係機関の指導に従い実施すること。
活動要件	_
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	6 鳥獣害防護柵等の保守管理
活動内容	□鳥獣害防護柵等の適正管理 鳥獣被害防止のための防護柵等 (併設される檻やわなを含む) の下草 刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
活動要件	-
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	7 水路の草刈り等
活動内容	□水路の草刈り等 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付け た水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生 じないようにすること。 また、落葉、枯れ枝等による通水機能障害を防止するために、水路 周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。
	この際には、草刈り又は除草活動後の草 並びに除去した枝など を適正 に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置す

	る場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
活動要件	_
区分	活動項目の追加 活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	100 水路施設の巡視・管理
活動内容	地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	10 農道の草刈り等
活動内容	活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除
	草又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。
	また、木の枝や竹等による通行及び農業生産に障害が生じないよう
	に、農道周辺林地の木や竹の成長に合わせた適切な枝払いや竹の除
	去を行うこと。
	この際には、草刈り又は除草活動後の草 並びに除去した枝や竹など
	を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に
	存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないよ
	うにすること。
活動要件	_
区 分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	13 ため池の草刈り等
活動内容	活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行
	い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。
	また、落葉、枯れ枝等によりため池の機能等に障害が生じないように、
	ため池周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。
	この際には、草刈り又は除草活動後の草 並びに除去した枝等 を適正に
	処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する
	場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生
	じないようにすること。
活動要件	
区分	活動内容の追加
活動区分	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	15 ため池附帯施設の保守管理
活動内容	□遮光施設の適正管理
	アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置し
	ている遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、 又は、新たに遮光施
活動要件	_
	活動項目の追加 活動内容の追加
区 分 活動区分 対象施項目 活動内 活動要件 区 分 対象施項目 活動内 対象施項目 活動内容	まを行うこと。 この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝や竹などを適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないうにすること。 一 活動内容の追加 実践活動 ため池 13 ため池の草刈り等 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草をい、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。また、落葉、枯れ枝等によりため池の機能等に障害が生じないようにため池周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝等を適正処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置す場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障がじないようにすること。 「活動内容の追加 実践活動 ため池 15 ため池附帯施設の保守管理 □遮光施設の適正管理 アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置ている遮光施設の簡易補修等の対策を行うこと、又は、新たに遮光設を設置し、適正な管理を行うこと。 -

	活動区分	実践活動			
対象施設等と対象を設定している。					
	活動項目	101 水路施設の巡視・管理			
	活動内容	地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。			
	活動要件	_			

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 追加事項なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙1)

千葉県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、 別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

千葉県の農地維持支払交付金の交付単価は、国が多面的機能支払交付金実施要綱で示す基 礎単価とする。

また、多面的機能支払交付金実施要綱で定める小規模集落支援に係る加算単価は、下記のとおりとする。ただし、1小規模集落当たりの交付額は20万円(うち国の助成10万円)/年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は40万円(うち国の助成20万円)/年を上限とする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

展地框的人名人门亚沙人门中间								
適用 地目		農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成					
	田	3,000円	1,500円					
基本単価	畑	2,000 円	1,000円					
	草地	250 円	125 円					
	田	1,000円	500 円					
加算単価	畑	600 円	300 円					
	草地	80 円	40 円					

※国の農地維持支払交付金と一体的に千葉県が交付する各対象組織ごとの面積に応じた農地維持支払交付金の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持支払により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。なお、②、③を対象とする場合は、市町村は、県が別に定める様式により、農振農用地区域外農用地での取組について県に提出することとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、①と一体的に取組む必要があると市町村が認める農用地
- ③ ①、②に拠らず、多面的機能の発揮の観点から取組む必要があると市町村が認める農用地

(4) その他必要な事項

追加事項なし。

- 3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項
- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の活動指針を基礎として、「千葉県総合計画~新しい千葉の時代を切り開く~」に基づき、荒廃農地の増加や有害鳥獣による農作物等への被害の深刻化といった地域の問題への対応や、農道や農業水利施設等の適切な保全管理について、地域の農業者や地域住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山村の実現を図る取組みを支援する。なお、実践活動の際には、安全な活動に努めるものとする。

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の「1 施設の軽微な補修」のすべての活動区分を実施する。

ただし、機能診断の結果、活動の必要が無いと判断された活動区分については、機能診断結果の記録をもって、その活動区分の実施に準じて取り扱うこととし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、これを除外する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の「2 農村環境保全活動」の活動区分のうち、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取り組みを1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の「3 多面的機能の増進を図る活動」の活動区分を実施する。

- ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (斜体:県追加部分)
 - ア. 施設の軽微な補修

区分	活動内容の追加
活動区分	機能診断・計画策定 (機能診断)
対象施設等	
活動項目	24 農用地の機能診断
活動内容	□施設の機能診断
	活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見
	し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるよ
	うに畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵 等(併設される檻やわな及び
	鳥獣害防止のために設けた緩衝地帯を含む) 、防風ネット等の状況
	確認を行うこと。
活動要件	
区分	活動内容の追加
活動区分	研修
対象施設等	
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修
活動内容	□遊休農地の発生防止・解消のための技術に関する研修

	遊休農地の適切な除草管理、遊休農地を復旧する方法等の活動組織
	の技術向上対策を行うこと。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	研修
対象施設等	
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修
活動内容	□有害鳥獣による農業生産への被害を防止するための技術に関す
	る研修
	有害鳥獣による農業生産への被害が生じないようにするため、緩衝
	地帯等の設置方法や鳥獣害防護柵等の維持管理の技術向上対策を
	行うこと。
活動要件	_
区分	活動内容の追加
活動区分	研修
対象施設等	
活動項目	29 機能診断・補修技術等に関する研修
活動内容	□外来種の駆除技術等に関する研修
	外来種による農業生産への被害が生じないようにするため、駆除方
	法等の技術向上対策を行うこと。
活動要件	

イ. 農村環境保全活動

反们來先体主任動						
区 分	活動内容の変更					
活動区分	実践活動					
テーマ	生態系保全					
活動項目	40 外来種の駆除					
活動内容	・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除					
	する活動を行うこと。					
	・外来種による農業生産への被害が生じないようにするため、外来					
	の生物を駆除する活動を行うこと。					
活動要件	_					
区分	活動内容の変更					
活動区分	実践活動					
テーマ	景観形成・生活環境保全					
活動項目	45 植栽等の景観形成活動					
活動内容	□景観形成のための施設への植栽等					
	農用地(畦畔、 <i>防風林</i> 含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)を活					
	用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物					
	の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行う					
	こと。					
	なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得					

	るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
活動要件	_
区 分	活動内容の変更
活動区分	実践活動
テーマ	景観形成・生活環境保全
活動項目	45 植栽等の景観形成活動
活動内容	□農用地等を活用した景観形成活動 【農用地等を活用した景観形成活動】 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、 里山林の下草刈りや枝払い等の適正管理 、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。
活動要件	_

ウ. 多面的機能の増進を図る活動 追加事項なし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙2)

千葉県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)(以下、「資源向上(共同)」という。)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

⑤ 水田貯留機能強化計画の策定について

市町村は、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動を実施する場合には、様式第2-17号により県と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。

市町村は、水田貯留機能計画の策定にあたっては、以下のとおりとする。

- ア. 水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動の対象区域図により推進区域を図示すること とする。なお、対象組織から既に提出されている事業計画書により実施区域が判明して いる場合はそれを図示すること。
- イ.水田貯留機能の強化の推進に関する基本的考え方については、市町村が推進区域内での 田んぼダムの取組拡大に向け、どのような手法で取り組むかを記載する。
- ウ.水田貯留機能強化計画の制定における基本的考え方については、推進区域の設定にあたり、流出抑制すべき河川もしくは水路を特定した上で、被害軽減が見込まれる区域を記載する。
- エ. 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすことを目的に、広域的に水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を実施するよう努めるものとする。
- オ.流域治水プロジェクトが策定されている場合においては、プロジェクトとの整合を図る よう努めるものとする。
- カ. 市町村は、推進区域の決定にあたっては、あらかじめ対象組織の田んぼダムの活動の要望 把握に努めることとし、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、対象組織が 事業計画を作成する事に留意すること。

県は、記載内容が上記ア~カに合致していると判断した場合、同意する。

市町村は、推進区域の変更及び推進方法の変更がある場合、計画変更の手続きを行う。なお、 手続きについては、策定時に準じる。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

千葉県の資源向上(共同)の交付単価は、国が多面的機能支払交付金実施要綱で示す基礎 単価とする。

また、資源向上(共同)の交付単価については、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。)に基づいて、地域共同による農地・農業用水等の資源の質的向上活動が定着してきたことを踏まえ、継続地区(資源向上(共同)を5年間以上実施した地域、又は資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)(以下、「資源向上(長寿命化)」という。)に取り組む地域)については、基本単価の7.5割とする。また、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の交付単価

適用	地目	資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の10アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価(資源向上(共同)を	田	2,400 円	1,200円
実施して 5 ヵ年経過してい	畑	1,440円	720 円
ない対象農用地)	草地	240 円	120 円
継続地区の交付単価(共同活動や資源向上(共同)を5年間以上実施した対象農用地	田	1,800円	900 円
	畑	1,080円	540 円
及び資源向上(長寿命化)の 対象農用地)	草地	180 円	90 円

※国の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)と一体的に千葉県が交付する各対象組織の面積に応じた資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。

③ 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)の加算単価

ア. 多面的機能の増進に向けた活動への支援単価

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に活動項目数を1つ以上追加する場合、又は、新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動に2活動項目(ただし、広報活動・農的関係人口の拡大を除く)以上取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価(以下「増進に向けた支援」という)は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、継続地区(資源向上(共同)を5年間以上実施した地域、又は資源向上(長寿命化)に取り組む地域)については、基本単価の7.5割とする。

適用	地目	増進に向けた支援の 10 アール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	400 円	200 円
基本単価	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
	田	300 円	150 円
継続地区の交付単価	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

イ. 農村協働力深化に向けた活動への支援単価

アの増進に向けた支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

なお、継続地区(資源向上(共同)を5年間以上実施した地域、又は資源向上(長寿命化) に取り組む地域)については、基本単価の7.5割とする。

- (a) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する 個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- (b) 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

適用	地目	農村協働力支援の 10 ア ール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
	田	400 円	200 円
基本単価	畑	240 円	120 円
	草地	40 円	20 円
	田	300 円	150 円
継続地区の交付単価	畑	180 円	90 円
	草地	30 円	15 円

ウ. 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援単価 事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う 場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

(a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯

留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に 排水調整板の設置等を行う場合 (加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農 用地面積のうち田面積全体とする)

(b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする)

なお、継続地区(資源向上(共同)を5年間以上実施した地域、又は資源向上(長寿命化)に取り組む地域)については、基本単価の7.5割とする。

適用	地目	水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の10ア ール当たりの交付単価	左記のうち国の助成
基本単価	田	400 円	200 円
継続地区の交付単価	田	300 円	150 円

エ. 環境負荷低減の取組への支援単価

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)のいずれかに該当する活動を行い、 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が 初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中に定めるとおり とする。

- (a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組 (以下「5割低減の取組」という。) と長期中干しを組み合わせた取組
- (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

なお、エを5年間以上実施した農用地については、基本単価の7.5割とする。

適用	区分	環境負荷低減の取 組の10アール当た りの交付単価	左記のうち国の助 成
	長期中干し	800 円	400 円
	冬季湛水	4,000円	2,000円
基本単価	夏季湛水	8,000円	4,000円
عد ۱۰۲۰ اسا	中干し延期	3,000円	1,500円

	江の設置等	4,000円	2,000円
	(作溝実施)	4,000 🖯	2,000 🖯
	江の設置等 (作溝未実施)	3,000円	1,500円
	長期中干し	600 円	300 円
	冬季湛水	3,000円	1,500円
5年間以上実施した	夏季湛水	6,000円	3,000円
農用地の交付単価	中干し延期	2, 250 円	1,125円
	江の設置等 (作溝実施)	3,000円	1,500円
	江の設置等 (作溝未実施)	2, 250 円	1,125円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

資源向上活動(共同)の算定対象は、対象組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う区域に存し、資源向上活動(共同)の効果が発揮される一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。なお、②、③を対象とする場合は、市町村は、県が別に定める様式により、農振農用地区域外農用地での取組について県に提出することとする。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存するもの。
- ② 多面的機能の発揮の観点から、①と一体的に取組む必要があると市町村が認める農用地
- ③ ①、②に拠らず、多面的機能の発揮の観点から取組む必要があると市町村が認める農用地

(4) その他必要な事項

追加事項なし

- 4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項
- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

地域共同により管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

千葉県では、荒廃農地発生の防止や生産性の向上などを目的とし、農地に係る給水栓についても、地域の合意により対象施設とし、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

また、農地に係る対象施設・対象活動については、水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を優先とし、地域の合意により、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

なお、実践活動の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とし、工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件は、以下のとおりとする。

ア. 対象施設・対象活動

①のとおりとする。

イ. 県との協議

市町村は、工事1件あたり2百万円以上の活動の実施について、県と協議を行う。 県は、対象施設等の緊急度を踏まえ、以下に該当すると判断した場合、実施を認める。

- ・適用可能な事業がない、もしくは県予算等の状況及び事業執行体制から別事業の活用が 困難である。
- ・機能診断の結果から、対策の内容が適切である。

ウ. 県が行う技術的指導

イの協議により実施可能と認められた活動に際しては、下記のとおり、県による技術的 指導を受けることとする。

なお、県は、必要な場合は、技術的指導の実施を推進組織又は市町村に委任することができる。

- ・工事実施前に、現地調査もしくは書面等により整備内容や工法の確認を行う。
- ・施工時や工事完了時に、現地確認もしくは書面等により適正な施工となっているかの確認を行う。
- ③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	水路
活動項目	62 水路の更新等
活動内容	□集水枡、分水枡の更新
	老朽化等により、通水機能に支障が生じている水路において集水
	桝、分水枡の更新等の対策を行うこと。
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、対象組織が
	工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県等が当該活
	動について技術的指導を行う。
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農用地
活動項目	102 給水栓の補修
活動内容	□給水栓の補修
	給水栓の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、対象組織が
	工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県等が当該活
	動について技術的指導を行う。
区分	活動項目の追加
活動区分	実践活動
施設区分	農用地
活動項目	103 給水栓の更新
活動内容	□給水栓の更新
	老朽化等により機能に支障が生じており、補修による対応が不可
	能な給水栓について、更新等の対策を行うこと。
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。また、対象組織が
	工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、県等が当該活
	動について技術的指導を行う。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件(別紙3)

千葉県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する地域活動指針及び 同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

「3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項」の「(3) 交付金の算定の対象とする農用地」のとおりとする。

(3) その他必要な事項 追加事項なし

5. 広域協定の規模

千葉県内においては、下記(1)に定める地域振興立法のいずれかの指定地域(以下、「指定地域」という。)が協定の対象となる区域に含まれている場合、下記(2)の条件による協定面積を下限値とする。また、協定に参加する集落が3集落以上ある場合も、広域活動組織を設立することができる。

(1) 地域振興立法

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- ④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策 実施地域
- ⑤ 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚 田地域

(2) 協定面積の下限値

条件	協定面積の下限値(ha)
協定対象農用地が全て指定地域	50
協定対象農用地に指定地域が含まれている場合	200-指定地域面積(ha)※
協定対象農用地に指定地域が含まれていない場合	200

[※]協定面積の下限値(ha)は整数とし、少数以下は切り上げとする。

(3) 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の体制強化に対する支援として、多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班(以下、「活動支援班」という。)を設置する場合に、その年度に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中に定めるとおりとする。

適用	1組織当たりの交付額	左記のうち国の助成
広域活動組織の設立及び活動支援 班の設置	40 万円	20 万円

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、千葉県、実施市町村、農業者団体等から構成する推進組織を地域の推進体制に位置付けることとする。

(1) 関係団体の役割分担

① 千葉県

- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)に基づく基本方針を策定する。
- ・多面的機能支払実施要綱に基づく千葉県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を 策定する。
- ・本交付金の毎年度の実施状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者委員会 を設置・運営する。
- ・市町村から提出された交付申請書等の審査を行う。審査結果を確認し、市町村長に対し、 多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、実施市町村及び推進組織と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、 本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・未実施市町村等に対して事業の推進を図る。
- ・毎年実施される、国の抽出検査の支援を行う。

② 実施市町村(別添:市町村一覧参照)

- ・法に基づく促進計画を策定する。
- ・対象組織の作成する事業計画を審査するとともに、審査を行うに当たり、対象組織に対し指導を行う。審査結果を確認し、事業計画を認定する。
- ・広域活動組織の作成する協定を審査するとともに、審査を行うに当たり、広域活動組織に対 し指導を行う。審査結果を確認し、広域協定を認定する。
- ・対象組織から提出された交付申請書等の審査を行う。審査結果を確認し、対象組織の代表に 対し、多面的機能支払交付金の交付額等の通知、交付金の交付を行う。
- ・毎年度、県及び推進組織と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、本交付金の 実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・毎年度、本交付金の交付対象となる対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況 を確認し、推進組織へ実施状況確認報告書を提出するとともに、実施状況を知事に報告等を 行う。
- ・毎年実施される、国の抽出検査や県のヒアリングの支援を行う。

③ 千葉県多面的機能推進協議会(推進組織)

- ・対象組織から市町村へ提出される事業計画等について、書類等の指導及び支援を行う。
- ・交付、申請等の市町村事務に係る支援。
- ・市町村が行う実施状況確認の支援及び県全体の取りまとめ
- ・毎年度、県及び実施市町村と連携して対象組織への説明会又は研修会等を開催し、本交付金 の実施に必要な事項を周知する。

- ・対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施 を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引き等を作成する。
- ・本交付金の実施に係る調査やアンケート等を実施し、報告等を行う。
- ・毎年実施される、国の抽出検査や県のヒアリングの支援を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から千葉県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の 実施に必要な経費を千葉県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、千葉県から関係市町村に交付 するものとする。

また、千葉県多面的機能推進協議会への推進交付金についても、国から千葉県に交付を受けた 額のうち、推進組織推進事業の実施に必要な経費を千葉県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、 千葉県から推進組織に交付するものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

関係団体の役割分担表

事業内容		実施主体		
争未刊台	千葉県	関係市町村	推進組織	備考
多面的機能支払交付金		0		
多面的機能支払推進交付金		1	I	
1. 法基本方針の策定	0			
2. 促進計画の策定		0		
3. 第三者機関の設置、運営	0			
4. 要綱基本方針の策定	0			
5. (1) 事業計画の指導、審査		0	0	推進組織は 市町村支援
(2) 事業計画の認定		0		
6.(1)広域協定の指導、審査		0	0	推進組織は 市町村支援
(2) 広域協定の認定		0		
7. (1) 実施状況確認		0	0	推進組織は 市町村支援
(2) 実施状況報告		0		
8. 推進・指導		-1		
(1)活動組織等への説明会	0	0	0	
(2)活動に関する指導、助言	0	0	0	
(3) 推進に関する手引きの作成			0	
(4)活動組織を支援する組織への 支援	0			
(5) 施設の長寿命化のための活動	0	0	0	
に関する技術的指導		必要に応じて	必要に応じて	
9. (1)審査、通知	0	0		
(2) 交付	0	0		
10. その他推進事業の実施に必要な事項				
(1) 抽出検査の支援について	0	0	0	
(2) 研修の実施について	0	0	0	

国 (関東農政局) 多面的機能支払交付金 推進交付金 千葉県(推進組織構成員) ·基本方針策定、第三者委員会開催 ・交付、申請等に関する業務 ・資源向上支払(長寿命化)に関する技術的指導 ほか 多面的機能支払交付金 推進交付金 推進交付金 市町村 推進組織 (推進組織構成員) [構成:県、市町村、県土連、JA等] ・推進計画の策定 ・交付、申請等の市町村事務に係る確認支援 ・点検、評価 ・事業計画の確認等 ・交付、申請等に関する業務 ・実績値のとりまとめ ・確認事務、ほか ・ 普及活動 (説明会等) の実施 ・手引き等の作成 · 技術指導、助言 ・活動組織の事務に係る確認支援 ・国調査への対応 ほか 多面的機能支払交付金 活動組織 ・事業計画の策定 ・活動の実施、ほか 交付申請 交付決定 実績報告 相談、支援、調査等

別紙:現在の要綱基本方針における関係市町村一覧

番号	市町村名	番号	市町村名
1	千葉市	3 1	一宮町
2	習志野市	3 2	睦沢町
3	市原市	3 3	長生村
4	八千代市	3 4	白子町
5	野田市	3 5	長柄町
6	柏市	3 6	長南町
7	我孫子市	3 7	勝浦市
8	成田市	3 8	いすみ市
9	佐倉市	3 9	大多喜町
1 0	四街道市	4 0	御宿町
1 1	印西市	4 1	館山市
1 2	富里市	4 2	鴨川市
1 3	白井市	4 3	南房総市
1 4	八街市	4 4	鋸南町
1 5	酒々井町	4 5	木更津市
1 6	栄町	4 6	君津市
1 7	香取市	4 7	富津市
1 8	神崎町	4 8	袖ケ浦市
1 9	多古町		
2 0	東庄町		
2 1	銚子市		
2 2	匝瑳市		
2 3	旭市		
2 4	東金市		
2 5	山武市		
2 6	大網白里市		
2 7	九十九里町		
2 8	横芝光町		
2 9	芝山町		
3 0	茂原市		

(別紙1)

千葉県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

	地域員像の基礎的な床主由地	域活動指針	军利亚 加
	活動区分	活動項目	活動要件
点検・計 運	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて 、実践活動に関する 年度計画を毎年度策 定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、機械 の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に 関する研修、機械の 安全使用に関する研 修について、5年間 に各1回以上実施す る。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理等 5 畦畔・法面・防風林の草刈り等 6 鳥獣害防護柵等の保守管理	活動計画書に位置付 けた農用地及び水路 等の施設について、
	水路	7 水路の草刈り等 8 水路の泥上げ 9 水路附帯施設の保守管理 100 水路施設の巡視・管理	遊休農地発生防止ための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。
	農道	10 農道の草刈り等11 農道側溝の泥上げ12 路面の維持	ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要 となる活動項目を実
	ため池	13 ため池の草刈り等14 ため池の泥上げ15 ため池附帯施設の保守管理101 水路施設の巡視・管理16 異常気象時の対応	施する。
	/ ^ 세교	10 光田 Y(梁山) v/ Vì //lì	

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のため	17 農業者(入り作農家、土地持ち非	該当する活動項目を選択
の推進活動	農家を含む)による検討会の開催	し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者	
	による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、	
	調整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織	
	等も含む) との意見交換・ワークシ	
	ョップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地	
	域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を	
	交えた検討会の開催	
	23 その他(地域の実情に応じて対象	
	組織が具体的に設定)	

第2 活動の説明 (斜体:県追加部分)

- (1) 地域資源の基礎的な保全活動
 - 1) 点検・計画策定

ア 点検

1点検

【農用地に関する活動内容】

- □游休農地等の発生状況の把握
 - ・活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況**と原因(・ 営農上の一時休耕・高齢化による耕作断念・条件不良による耕作断念・有害鳥獣による 耕作断念・雑草繁茂による耕作断念・不在地主・その他具体的な原因)**を把握すること。

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む) を確認すること。
 - ・活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積 状況 (ゴミの投棄状況含む)を確認すること。
 - ・かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積 状況 (ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況 (ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況 (側溝のゴミの投棄状況含む) を確認すること。
 - ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

- 2 年度活動計画の策定
 - ・点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修

- 3事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修
- 次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施すること も可能とする。
 - ・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務(書類作成、申請手続き等) や組織の運営に関する研修を行うこと。
 - ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、安全使用 に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。

3) 実践活動

- ア 農用地に関する活動内容
 - 4 遊休農地発生防止のための保全管理等
 - ・農地の草刈り、野芝焼き等で害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。

野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の消防署等の関係機関の指導に従い実施すること。

- 5 畦畔・法面・防風林の草刈り等
 - □畦畔・農用地法面の草刈り等
 - ・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた畦畔・ 農用地法面やその周辺部の草刈り、除草、*野芝焼き等*を行い、農業生産への障害が生じ ないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取 った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活 環境への支障が生じないようにすること。*野芝焼きについては、それが可能な地域において市町村役場や地域の消防署等の関係機関の指導に従い実施すること。*
 - □防風林の枝払い・下草の草刈り
 - ・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
- 6 鳥獣害防護柵等の保守管理
 - □鳥獣害防護柵等の適正管理
 - ・鳥獣被害防止のための防護柵等 (併設される檻やわなを含む) の下草刈りや簡易補修 等による適正な管理を行うこと。
 - □防風ネットの適正管理
 - ・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。
- イ 水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容
 - 7水路の草刈り等
 - □水路の草刈り等
 - ・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた水路やその周 辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。
 - また、落葉、枯れ枝等による通水機能障害を防止するために、水路周辺林地の下草刈り・ 枝払いを適切に行うこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去した枝な どを適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合に あっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
 - □ポンプ場、調整施設等の草刈り
 - ・活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障

が生じないようにすること。

8水路の泥上げ

- □水路の泥上げ
 - ・活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
- □ポンプ吸水槽等の泥上げ
 - ・活動計画書に位置付けたポンプ吸水槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと、又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。
- 9 水路附帯施設の保守管理
 - □かんがい期前の注油
 - ・協定に位置付けた制水弁等の注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。
 - □ゲート類等の保守管理
 - ・腐植等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。
 - □遮光施設の適正管理
 - ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施 設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

100 水路施設の巡視・管理

・地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り等

・活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草又は枝払いを 行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。また、木の枝や竹等による 通行及び農業生産に障害が生じないように、農道周辺林地の木や竹の成長に合わせた適 切な枝払いや竹の除去を行うこと。この際には、草刈り又は除草活動後の草並びに除去 した枝や竹などを適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存 置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

- □側溝の泥上げ
 - ・活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。 又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

- □路面の維持
 - ・活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り等

・活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、ため池の機能 等に障害が生じないようにすること。また、落葉、枯れ枝等によりため池の機能等に障 害が生じないように、ため池周辺林地の下草刈り・枝払いを適切に行うこと。 この際に は、草刈り又は除草活動後の草**並びに除去した枝等**を適正に処理し、刈り取った場所に 放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・ 生活環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

・活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

- □かんがい期前の施設の清掃・**除**塵
 - ・活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。
- □管理道路の管理
 - ・活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。
- □遮光施設の適正管理
 - ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う*こと、又は、新たに遮光施設を設置し、*適正な管理を行うこと。
- □ゲート類の保守管理
 - ・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、 非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ 細やかな保全管理を行うこと。

|101||水路施設の巡視・管理

・地域の配水計画に基づいた水路施設の巡視・管理を行うこと。

才 共通

- 16 異常気象時の対応
 - □異常気象後の見回り
 - ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、 農用地(畦畔、排水口、法面等)、水路、地上部のパイプライン附帯施設(ポンプ場、調 整施設等)、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。
 - □異常気象後の応急措置
 - ・異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、 農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である 場合、必要に応じて応急措置を行うこと。
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

- |17||農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- |19||不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 20 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
- 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- 23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

【参考添付資料】

・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式

(別紙2)

千葉県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

1 施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・ 計画策定		24 農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設につ
		25 水路の機能診断	いて、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実
		26 農道の機能診断	施する。
		27 ため池の機能診断	
	計画策定	28 年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、 実践活動に関する年度計画 を毎年度策定する。
研修		29 機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に 1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農田地及び水路等の控制に
	水路	31 水路の軽微な補修等	用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修
	農道	32 農道の軽微な補修等	等、必要な活動項目を毎年 度実施する。
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	

2 農村環境保全活動

活動区分		兴 勳 百 日	活動要件
	テーマ	活動項目	伯男安件
計画策定	生態系保全	34 生物多様性保全計画の策定	選択したテーマにつ
	水質保全	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	いて、基本方針、保全方法、活動内容等を
	景観形成・生活環境保全	36 景観形成・生活環境保全計画の策定	示した計画を毎年度
	水田貯留機能増進・	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん	策定する。
	地下水かん養	養活動計画の策定	
	資源循環	38 資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39 生物の生息状況の把握	選択したテーマに基
		40 外来種の駆除	づき、生態系保全を
		41 その他 (生態系保全)	図るため、生物の生
			息状況の把握等の活
			動項目を毎年度1つ
			以上実施する。

	1. FE /II A	10 1. FF	湿却 ユーニーサー
	水質保全	42 水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質保全を図
		10 km) > 0 L Th >= 11 L l M*	るため、水質モニタ
		43 畑からの土砂流出対策	リングの実施・記録
			管理等の活動項目を
		44 その他(水質保全)	毎年度1つ以上実施
			する。
	景観形成・生活環境保全	45 植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基
	,.,	To IEM (1 - MELINI) MILES	づき、景観形成・生活
		Lo Marinetto o radio M. D. VIII D. I.A. Valla	環境保全を図るため
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃	、植栽等の景観形成
			活動等の活動項目を
		47 その他 (景観形成・生活環境保全)	毎年度1つ以上実施
			する。
	水田貯留機能増進・	48 水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基
	地下水かん養		づき、水田貯留機能
			増進・地下水かん養
		 49 水田の地下水かん養機能向上活動・	を図るため、水田の
		水源かん養林の保全	貯留機能向上活動等
			の活動項目を毎年度
			1つ以上実施する。
	資源循環	50 地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基
			づき、資源循環を図
			るため、地域資源の
			活用・資源循環のた
			めの活動を毎年度実
			施する。
啓発・普及		51 啓発・普及活動	選択したテーマに基
			づき、地域住民等の
			理解を深めるための
			啓発・普及活動を毎
			年度実施する。

3 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施す
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活	る場合は、活動項目を選
	動の強化	択した上で、毎年度実施
	54 地域住民による直営施工	するとともに、広報活
	55 防災・減災力の強化	動・農的関係人口の拡大
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	を毎年度実施する。
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミ	
	ュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班	
	による活動の実施	

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動 の強化

60 広報活動・農的関係人口の拡大

第2 活動の説明 (斜体:県追加部分)

- 1 施設の軽微な補修
- (1)機能診断·計画策定
 - ア 機能診断

【農用地に関する活動内容】

- 24 農用地の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に 位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護 柵等(併設される檻やわな及び鳥獣害防止のために設けた緩衝地帯を含む)、防風 ネット等の状況確認を行うこと。
 - □診断結果の記録管理
 - ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】

25 水路の機能診断

- □施設の機能診断
 - ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に 位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(はらみの発生 状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等 の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握 等)を行うこと。
 - ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に 位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(給水栓ボック スの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等)を行うこと。
- □診断結果の記録管理
 - ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
- 【農道に関する活動内容】
- 26 農道の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に 位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(側溝の目地部 分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損 箇所の把握等)を行うこと。
 - □診断結果の記録管理
 - ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。
- 【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】
- 27 ため池の機能診断
 - □施設の機能診断
 - ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に 位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認(遮水シートの 劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食 状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等)を行うこと。
 - □診断結果の記録管理
 - ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ 計画策定

- 28 年度活動計画の策定
 - ・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。
- (2) 研修 (機能診断・補修技術等の研修)
 - 29 機能診断・補修技術等に関する研修
 - □対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修
 - ・対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施 等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
 - □老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修
 - 対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術力向上対策を行うこと。
 - □農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する 研修
 - ・対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設 の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。
 - □遊休農地の発生防止・解消のための技術に関する研修
 - ・遊休農地の適切な除草管理、遊休農地を復旧する方法等の活動組織の技術向上対策 を行うこと。
 - □有害鳥獣による農業生産への被害を防止するための技術に関する研修
 - ・有害鳥獣による農業生産への被害が生じないようにするため、緩衝地帯等の設置方 法や鳥獣害防護柵等の維持管理の技術向上対策を行うこと。
 - □外来種の駆除技術等に関する研修
 - ・外来種による農業生産への被害が生じないようにするため、駆除方法等の技術向上 対策を行うこと。

(3) 実践活動

- ア 農用地に関する活動内容
 - 30 農用地の軽微な補修等
 - ① 畦畔·農用地法面等
 - □畦畔の再構築
 - ・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔(土、コンクリート問わず)の幅や高さ等 の形状回復等の対策を行うこと。
 - □農用地の法面の初期補修
 - ・降雨による影響等で農用地法面に浸食が発見された場合、補修、補強等の対策を行う こと。
 - ②施設
 - □暗渠施設の清掃
 - ・暗きょ施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。
 - □農用地の除れき
 - ・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。
 - □鳥獣害防護柵の補修・設置
 - ・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。
 - □防風ネットの補修・設置
 - ・防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。
 - □きめ細やかな雑草対策
 - ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地

上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の 生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基 づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ 水路に関する活動内容

- 31 水路の軽微な補修等
- ① 水路
 - □水路側壁のはらみ修正
 - ・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の 対策を行うこと。
 - 口目地詰め
 - ・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤 を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。
 - □表面劣化に対するコーティング等
 - ・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。
 - □不同沈下に対する早期対応
 - ・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。
 - □側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修
 - ・柵渠等の水路側壁の背面で土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分へ の裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。
 - □水路に付着した藻等の除去
 - ・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物 を除去する等の対策を行うこと。
 - □水路法面の初期補修
 - ・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。
 - □破損施設の補修
 - ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
 - □パイプ内の清掃
 - ・パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、 高圧水による除去活動等の対策を行うこと。
 - □きめ細やかな雑草対策
 - ・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の 生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基 づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附带施設

- □給水栓ボックス基礎部の補強
 - ・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を 行うこと。
- □破損施設の補修
 - ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □給水栓に対する凍結防止対策
 - ・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止の ために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。
- □空気弁等への腐食防止剤の塗布等
 - ・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるた

めに、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。 □遮光施設の補修等 ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光 施設の補修や設置を行うこと。 ウ 農道に関する活動内容 |32 ||農道の軽微な補修等 ①農道 □路肩、法面の初期補修 ・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行う □軌道等の運搬施設の維持補修 ・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行 うこと。 □破損施設の補修 ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 □きめ細やかな雑草対策 ・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープ ランツの植栽・管理 | や「抑草ネット等の設置 | 、又は、「薬剤による地上部の除草 | を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るな ど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断 結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。 ②附带施設 □側溝の目地詰め ・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填 剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 □側溝の不同沈下への早期対応 ・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。 □側溝の裏込材の充填 ・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の 充填等の対策を行うこと。 □破損施設の補修 ・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。 エ ため池に関する活動内容 33 ため池の軽微な補修等 ①堤体 □遮水シートの補修 ・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。 □コンクリート構造物の目地詰め ・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等 の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。 □コンクリート構造物の表面劣化への対応 ・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を

□場体侵食の早期補修

塗布する等の対策を行うこと。

・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

- □きめ細やかな雑草対策
 - ・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の 生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基 づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附带施設

- □破損施設の補修
 - ・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □遮光施設の補修等
 - ・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光 施設の補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

(1) 計画策定

ア 生態系保全

- 34 生物多様性保全計画の策定
 - ・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内 容等を示した計画を策定すること。

イ 水質保全

- 35 水質保全計画、農地保全計画の策定
 - □水質保全計画の策定
 - ・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定 すること。
- □農地の保全に係る計画の策定
 - ・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
- ウ 景観形成・生活環境保全
- 36 景観形成・生活環境保全計画の策定
 - ・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等 を示した計画を策定すること。
- エ 水田貯留機能増進・地下水かん養
- 37 水質貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定
 - □水田貯留機能増進に係る地域計画の策定
 - ・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。
- □地下水かん養に係る地域計画の策定
 - ・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した 計画を策定すること。

才 資源循環

- 38 資源循環計画の策定
 - ・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

(2) 実践活動

ア 生態系保全

39 生物の生息状況の把握

- ・地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の 調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報 が把握できる地形図を活用して作成すること。
- ・地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うととも に、その記録管理を行うこと。

40 外来種の駆除

- ・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。
- ・外来種による農業生産への被害が生じないようにするため、外来の生物を駆除する活 動を行うこと。

41 その他 (生態系保全)

- □生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
 - ・地域において保全する生物(主に魚類)の生息環境を創出するワンドの設置、石積 み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等につ いて、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等 を設置し、適正な維持管理を行うこと。
 - ・地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、 ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正 な維持管理を行うこと。
 - ・地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、 流速、水深の管理を行うことや、保全池等の水位管理を行うこと。
 - ・動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

- ・遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による 適正な維持管理を行うこと。
- ・鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。
- ・渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行 うこと。
- ・魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正 な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に 配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された 生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に 配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた 生物を水路等に戻すこと。
- ・地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持 管理を行うこと。

□放流・植栽を通じた在来生物の育成

・生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると 感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適 正な維持管理を行うこと。

- ・水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのでは なく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等によ る適正な維持管理を行うこと。
- ・基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。
- ・デコイ (鳥の模型) や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。
- ・鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

口希少種の監視

・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ 水質保全

- 42 水質モニタリングの実施・記録管理
 - ・水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を 行うこと。

43 畑からの土砂流出対策

- □排水路沿いの林地帯等の適正管理
- ・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林 地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等 の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。
- □沈砂池の適正管理
- ・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池 や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに 沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。
- □土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
- ・水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト (緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)について、適正な維持管理を行うこと。又は、新た にグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行う こと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域 の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために 営農目的以外で流出防止対策(マルチ、敷きわら、植物の植栽等)を行い、適正な維持 管理を行うこと。

44 その他 (水質保全)

- □水質保全を考慮した施設の適正管理
- ・水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に 刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。 又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、 必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。 と。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。
- ・水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。
- □水田からの排水(濁水)管理
- ・水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊(懸濁)物質の沈

殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

- □循環かんがいの実施
- ・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。
- □非かんがい期における通水
- ・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等 によって水路に通水すること。
- □管理作業の省力化による水資源の保全
- ・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ 景観形成・生活環境保全

45 植栽等の景観形成活動

- □景観形成のための施設への植栽等
- ・農用地(畦畔含む)、水路、ため池、農道(路肩含む)を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、水路等に水生植物(花き等)を植栽するとともに、補植等による適 正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助 言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- ・景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。
- □農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

・農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、**里山林の下草刈りや枝払い等の適正管理**、廃屋の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

- ・農用地への作物の作付及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配 慮した輪作を行うこと。
- ・農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。
- ・地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。
- ・地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。
- ・畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段(犬走り)の設置を行うこと。

|47||その他(景観形成・生活環境保全)

- □農業用水の地域用水としての利用・管理
- ・農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。
- ・農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水 槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。
- ・農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。
- ・集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理

を行うこと。

- ・農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。
- □伝統的施設や農法の保全・実施
- ・はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。
- ・地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。
- ・景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。
- □農用地からの風塵の防止活動
- ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前 項の排水調節の活動を行う場合に限る。
- ・大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。
- 49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全
 - □水田の地下水かん養機能向上活動
 - ・水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。
 - ・水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。
 - □水源かん養林の保全
 - ・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林 を対象にした保全活動を行うこと。

才 資源循環

50 地域資源の活用・資源循環

【有機性物質のたい肥化】

- ・資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。
- ・資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化 を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

・地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるよ

うな適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理することや、 小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

(3) 啓発·普及

51 啓発・普及活動

①広報活動 (パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動 (有識者の指導、勉強会等)に関する活動内容

□広報活動

- ・農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等 の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行 うこと。
- ・外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

- ・地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有 識者の指導・助言を得ること。
- ・地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を 策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。
- ②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容
- □地域住民等との交流活動
 - ・活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域 住民等との交流活動を行うこと。
 - ・地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。
 - ・生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、 定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、 管理を行うこと。
 - ・農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。
 - ・地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために 下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

- ・市町村が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。 また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。
- ・市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を 提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。
- ③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容
- □地域内の規制等の取り決め
 - ・農村環境保全活動を推進していくために、規制 (ルール、約束事等) について、地域の 合意の下で取り決めること。

3 多面的機能の増進を図る活動

52 遊休農地の有効活用

・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、 遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

|53 | 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの薮等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54 地域住民による直営施工

・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55 防災・減災力の強化

・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時に おける応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行 うこと。

56 農村環境保全活動の幅広い展開

・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと(地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1 テーマ**以上**を選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4に定める活動を実施する対象組織が対象)。

57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

- ・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた 交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。
- ・地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

|58 | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承 等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

|58-2 | 広域活動組織における活動支援班による活動の実施

・広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

・要綱基本方針別紙2 第2の5に定める活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と 組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものと する。

60 広報活動・農的関係人口の拡大

・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4 その他

多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域 資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環 境保全活動とは異なる1テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以 下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1)農業用水の保全

ア 循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検 清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周 辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ 浄化水路による水質保全

- □水路への木炭等の設置
 - ・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・ 織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持 管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。

また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。

なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ 地下水かん養

- □冬期湛水等のためのポンプ設置
 - ・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・ 防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ 持続的な水管理

- □末端ゲート・バルブの自動化等
 - ・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善する ため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。
- □給水栓・取水口の自動化等
 - ・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する 問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア 土壌流出防止

- □グリーンベルト等の設置
 - ・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト (緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、 植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系 への影響に留意すること。
- □防風林の設置
 - ・**協定**に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

イ ため池利用による洪水調整

口ため池等の浚渫

・下流域の農地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図るために、ため池又は沈砂池 において浚渫すべき土砂量を事前に把握し、堤体等の安定性が損なわれないよう浚 渫を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア 生物多様性の回復

- □水田魚道の設置
 - ・地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の 確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間に適切な 小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の 生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

・地域における対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

・地域における対象となる生物(魚類等)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設(水路蓋、農道下の暗渠等)を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ 水環境の回復

- □水環境回復のための節水かんがいの導入
 - ・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図る ために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行 うこと。

ウ 持続的な畦畔管理

- □カバープランツ (地被植栽) の設置
 - ・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。
- □法面への小段(犬走り)の設置
 - ・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段 を設置すること。

(4) 専門家の指導

- □専門家による技術的指導の実施
 - ・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

【参考添付資料】

- ・地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合する活動計画の様式
- 5 環境負荷低減の取組について

要綱基本方針3の(2)の③のウの(a)から(e)までに掲げる活動については、それ ぞれ以下の要件を満たすものとする。

(a) の取組

ア 栽培する主作物が水稲であること。

イ 稲の生育中期に10 アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14 日以上の中干しを実施すること。

(b) の取組

ア 栽培する主作物が水稲であること。ただし、令和6年度まで環境保全型農業直接支払交付

金において、水稲以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

- イ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ウ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に 資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町 村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

(c) の取組

- ア栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- イ 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ウ 6月下旬~9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- カ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に 資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町 村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

(d) の取組

- ア 栽培する主作物が水稲であること。
- イ 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ウ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

(e) の取組

なお、魚類保護をする場合は、以下のア・オの要件を全て満たせばよいものとする。

- ア 栽培する主作物が水稲であること。
- イ 10a 当たり原則 10m 以上とし、10m/10a に満たない場合は、取組面積(a(※1a 未満切り捨て))=設置した長さ(m)のとして取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ 10cm 以上、水面幅 30cm 以上」とする。
- ウ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- エ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- オ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。
- 6 環境負荷低減の化学肥料・化学合成農薬の取り扱いについて 要綱基本方針3の(2)の③のウのdの(a)から(e)までの取組のうち、5割低減の取組 に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき千葉県が定めた慣行レベルを参考にすること。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。 なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又

は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について千葉県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

- ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。
- イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数(土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。
- (3) 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項
 - ア (2) にかかわらず、植物防疫法(昭和25 年法律第151 号)第23 条第1項又は第31 条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に 基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算 入しないことができるものとする。
 - イ 有機農産物規格表B.1の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。
 - ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、 種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないこと ができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も 若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとす る。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化 学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして 利用するものとする。
 - 7 自然災害発生時の取扱いについて
 - 要綱基本方針3の(2)の③のウの(a)から(e)までについて、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。
- (1) 要綱基本方針3の(2)の③のウの(a)から(e)までの活動(5割低減の取組を除く。)を適切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、要綱基本方針3の(2)の③のウのdの(a)から(e)が行われたものとみなすことができるものとする。
- (2) (1) の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。
 - ア 農業者団体等は、事前に農地が所在する市町村と協議を行った上で、多面的機能支払交付 金実施要綱別紙2第5の8の実施経過の報告を行う際に様式第1-13 号を添付して市町 村長に提出するものとする。なお、事業年度内であり、実施経過の報告以降に自然災害が 発生した場合は、農業者団体等は速やかに市町村長に報告を行い、市町村長、都道府県知 事は別途協議するものとする。
 - イ アの提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。(多面的機能支払交付金実施要領様式第2-19号)。
 - ウイにより意見照会を受けた都道府県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、地方農政局長等に対し、協議するものとする(多面的機能支払交付金実施要領様式第2-20号)。
 - a 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組 を行っている農業者においても同様であると認められること又は市町村等の第三者に よる確認が行われていること。
 - b 都道府県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知 されていること

- (3) 地方農政局長等は、(2) により協議のあった特例の適用について、その内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3) の結果を踏まえて、市町村長に報告するものとする。

(別紙3)

千葉県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(施設の長寿命化のための活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

	活動項目	取組	活動要件
	施設区分		
実践活動	水路	61 水路の補修	原則として工事1件当た
		62 水路の更新等	り2百万円未満とする。
	農道	63 農道の補修	また、対象組織が工事1
		64 農道の更新等	件当たり2百万円以上の
	ため池	65 ため池の補修	活動を実施する場合、県
		66 ため池 (附帯施設) の更新等	等が当該活動について技
			術的指導を行う。
	農用地	102 給水栓の補修	
		A LIA TEME	
		103 給水栓の更新	

第2 活動の説明 (斜体:県追加部分)

- (1) 水路(開水路、パイプライン)に関する対象活動
 - 61 水路の補修
 - ①水路本体
 - □水路の破損部分の補修
 - ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損 状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
 - □水路の老朽化部分の補修
 - ・目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、ひび割れ、はく離など、水路の一部区間が老朽 化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
 - □水路側壁の嵩上げ
 - ・水路敷きの不同沈下により溢水するといった通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。
 - □U字フリューム等既設水路の再布設
 - ・水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が 生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。
 - ②附带施設
 - □集水枡、分水枡の補修

- ・集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □ゲート、ポンプの補修
 - ・ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □安全施設の補修
 - ・水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所 の補修等の対策を行うこと。
- 62 水路の更新等
- ①水路本体
- □素堀り水路からコンクリート水路への更新
 - ・水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理 が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。
- □水路の更新
 - ・水路に一部区間において老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が生じている場合、水路の当該区間の更新による対策を行うこと。
- ②附带施設
- □ゲート、ポンプの更新
 - ・老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプの更新等の対策を行うこと。
- □安全施設の設置
 - ・水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。
- □集水枡、分水枡の更新
 - ・老朽化等により、通水機能に支障が生じている水路において集水桝、分水枡の更新等の 対策を行うこと。
- (2) 農道に関する対象活動
 - 63 農道の補修
 - ①農道本体
 - □農道路肩、農道法面の補修
 - ・農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。
 - □舗装の打換え(一部)
 - ・老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。
 - ②附带施設
 - □農道側溝の補修
 - ・ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の 磨耗、ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工 法による補修等の対策を行うこと。
 - 64 農道の更新等
 - ①農道本体
 - □未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)
 - ・未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。
 - ②附带施設
 - □側溝蓋の設置
 - ・農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業 等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することに より対策を行うこと。
 - □土側溝をコンクリート側溝に更新
 - ・土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上

げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。

(3) ため池に関する対象活動

- 65 ため池の補修
- ①ため池本体
- □洗堀箇所の補修
 - ・ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行う こと。
- □漏水箇所の補修
 - ・ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置 する等の対策を行うこと。
- ②附带施設
- □取水施設の補修
 - ・ため池の竪樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □洪水吐の補修
 - ・ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- □安全施設の補修
 - ・転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- 66 ため池 (附帯施設) の更新等
- □ゲート、バルブの更新
 - ・老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。
- □安全施設の設置
 - ・ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。

(4) 農用地に関する対象活動

- |102||給水栓の補修
 - ・給水栓の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
- 103 給水栓の更新
 - ・老朽化等により機能に支障が生じており、補修による対応が不可能な給水栓について、 更新等の対策を行うこと。